

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第2号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="224 470 313 502">附 則</p> <p data-bbox="145 550 291 582">1～4 略</p> <p data-bbox="168 622 1097 694"><u>（条例附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料を支給される職員が夜間学級の業務に従事する場合の特殊勤務手当の支給に係る給料月額）</u></p> <p data-bbox="145 702 1097 845"><u>5 条例附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料を支給される職員に関する第21条第5項第16号の規定の適用については、同号中「給料月額」とあるのは、「給料月額と条例附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>	<p data-bbox="1209 470 1299 502">附 則</p> <p data-bbox="1131 550 1276 582">1～4 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。